



全日赤

給食問題対策委員会ニュース

No2009-01

2009.07.15

このニュースは全日赤のホームページでも見られます <http://www.zennisseki.or.jp/>

唐津病院は患者給食を直営に戻せ

7月10日から12日にかけて開催された全日赤第64回定期全国大会において、唐津単組での病院給食全面下請けとのたたかいが報告され、組合員の「いま調理をさせてもらえない」との発言に、全国からの激励が寄せられました。

唐津赤十字病院の栄養課では、職員と下請け社員が混在して働いていましたが、今年4月より指揮命令を一本化するために、日赤職員を請負会社に出向させる形態で全面請負を強行実施しました。単組のたたかいにより労働局が調査・指導を行ったことは、前回(No2008-06号)報じましたが、法律を守るというのであれば直営にもどして直接雇用している職員が調理を行うようすべきです。

大会では、成田単組、庄原単組につづき広島単組でも病院給食を直営に戻したとの報告がなされました。また大会参加者より「出向とは何か」の質問が出されています。

給食部門での「出向」は脱法行為

職場では、自社(施設)雇いでない労働者が働いています。「派遣」と「請負」の違いは、簡単に言うと「人を派遣する」か「業務を請け負う」かの違いです。請負形式では、請負業者は自己の裁量と責任において、自己の労働者を使用してその請け負った業務を完成させなければなりません。業者の労働者は施設の指揮命令を受けて働くものではありません。

一方、派遣形式は、派遣会社から派遣される労働者を施設が使用して業務を行うものですので、施設の指揮命令で働くこととなります。また派遣法の規制により条件が厳しく定められており、基本的には1年間(条件付きで3年)の短期労働に限られています。

そもそも「人を供給する」ことは、職業安定法第44条により禁止されており、労働法制改悪の動きのなかで、派遣法をつくり「人を派遣する」ことは特例としてきたものです。

最近、派遣法の規制を逃れるために「派遣」ではなく「出向」だとして、雇用している職員を他の企業の指揮命令により働かせていることが、脱法行為として指摘されています。

「出向」の法的な定義はありませんが、一般的に「出向元と出向先の両方で雇用契約を結ぶ働き方」とされています。この点において「在籍出向」を「出向」とし、「転籍出向」と呼ばれているものは「転籍」として区別している書物もあります。

先にも述べたように、「人を供給する」ことは「派遣」以外は、一部を除き(厚生労働大臣が許可する労働者供給事業に限る。)職業安定法で禁止されています。この「出向」の形態は、労働者供給事業に当たるため、これを業として行うことは違法となります。

次に該当する場合は、「業として行う」ことにはなりませんが、下記を理由としていても、実態が伴わず、たんに形式的な出向契約を締結しているだけの職業安定法の適用を免れるためのものは、認められません。

通常労働者の解雇を回避するため関係会社において雇用機会を確保する場合
経営指導、技術指導の場合
職業能力開発の一環として行われる場合
グループ内での人事交流を目的とする場合

また、「出向」として、他の企業で働かせることは労働条件の変更であり、本人の同意がなければできません。日赤は労働者供給事業ではありませんので、「業として」労働者を供給することはできませんし、職員に出向を強制することもできません。唐津赤十字病院の行っている「出向」は派遣法の制限を免れるための脱法行為です。この脱法行為を許さず、直営による患者給食を守るため「出向」に応じなかった組合員を調理から外すやり方を許すわけにはいきません。